

事 務 連 絡

平成 2 5 年 7 月 3 1 日

都道府県旅行業担当部 御中

観 光 庁 観 光 産 業 課

「高速ツアーバスに係る安全運行協議会の設置について」
(平成 2 4 年 6 月 1 8 日付け国自旅第 1 9 6 号) 等の改正について

標記について、国土交通省自動車局安全政策課及び旅客課より別添のとおり周知依頼があったので、貴部においてもその趣旨を了知されるとともに、旅行業協会非加盟の第 2 種旅行業者、第 3 種旅行業者に対し周知されたい。

事 務 連 絡

平成 2 5 年 7 月 3 1 日

各 地 方 運 輸 局 企 画 観 光 部 }
沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 } 御 中

観 光 庁 観 光 産 業 課

「高速ツアーバスに係る安全運行協議会の設置について」
(平成 2 4 年 6 月 1 8 日 付 け 国 自 旅 第 1 9 6 号) 等 の 改 正 に つ い て

標記について、自動車局安全政策課及び旅客課より別添のとおり周知依頼があったので、
了知されたい。

事 務 連 絡

平成 2 5 年 7 月 3 1 日

観光庁観光産業課 御中

自動車局安全政策課

自 動 車 局 旅 客 課

・
「高速ツアーバスに係る安全運行協議会の設置について」
(平成 2 4 年 6 月 1 8 日付け国自旅第 1 9 6 号) 等の改正について

下記通達については、別途通達を発出して改正を行う予定であるが、別紙のとおり暫定的な改正案を送付するので、8 月 1 日以降は、別紙のとおり暫定的に対応することとして取り計らわれるよう関係者あて周知願いたい。

なお、国土交通省ホームページ上の「高速ツアーバス安全通報窓口」及び「高速ツアーバス運行事業者リスト」については、7 月 3 1 日をもって運用を終了するので、ご留意いただきたい。

記

- ・ 「高速ツアーバスに係る安全運行協議会の設置について」(平成 2 4 年 6 月 1 8 日付け国自旅第 1 9 6 号)
- ・ 「「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」の策定について」(平成 2 4 年 6 月 2 9 日付け国自旅第 2 0 9 号)
- ・ 「「高速バス表示ガイドライン」の策定について」(平成 2 4 年 6 月 2 9 日付け国自旅第 2 1 0 号)
- ・ 「「高速ツアーバス」及び「会員制高速バス」の定義等について」(平成 2 4 年 1 0 月 3 1 日付け国自安第 9 6 号・国自旅第 3 1 8 号・観観産第 3 0 5 号)

【暫定版】

国自旅第196号

平成24年6月18日

一部改正 平成 年 月 日

各地方運輸局長 殿

沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

高速乗合バス安全運行協議会の設置について

高速乗合バスの運行の安全を確保するため、道路運送法第35条第1項の許可を受けて行う貸切バス委託型管理の受委託における委託者である一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「高速乗合バス事業者」という。）と受託者である一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「貸切バス事業者」という。）等が、単なる発注者と受注者の関係に止まることなく、顔の見える風通しの良い関係を構築し、一体となって運行の安全性の向上に取り組む必要がある。

このため、各高速乗合バス事業者は、「高速乗合バスの管理の受委託について」（平成24年7月31日付け国自安第55号・国自旅第236号・国自整第78号。以下「管理の受委託通達」という。）に基づき、高速乗合バス安全運行協議会（以下「協議会」という。）を設置する。なお、従前の高速ツアーバス安全運行協議会については、新たに協議会として届け出ない限り、廃止されたものとみなす。

1. 構成員

高速乗合バス事業者は、以下の関係者を構成員として協議会を主宰する。

① 貸切バス事業者

（高速乗合バスの運行を受託する全ての受託者。）

② その他の安全運行の確保に必要な関係者

（例．チケット販売を行う旅行業者、バス停留所の設置・管理を行う者）

2. 活動

高速乗合バス事業者は、貸切バス事業者の中から幹事バス事業者を選定し、

その協力を得て、以下の事項に取り組むこととする。なお、必要に応じて外部専門家の助言・指導を受けることとする。

① 自主的な安全確保対策の確立（協議会を年2回以上開催）

関係法令の遵守のための取組みを行うとともに、自主的な安全確保対策を確立する。（交替運転者の配置、運行計画、休憩時間、緊急時の連絡体制や被害者対応体制等）

② 貸切バス事業者の営業所等の調査（貸切バス事業者毎に年1回以上）

高速乗合バス事業者が、管理の受委託通達に基づき、貸切バス事業者の営業所等を訪問し、関係法令の遵守状況や安全対策の実施状況を調査する。問題があった場合は、貸切バス事業者に改善を求めるとともに、所要の措置を講じる。

③ バス停留所等での実地調査（貸切バス事業者毎に年1回以上）

高速乗合バス事業者が、バス停留所、サービスエリア（SA）、パーキングエリア（PA）等において、上記①で定めた自主的な安全確保対策が確実に実施されているかについて抜き打ちで調査する。問題があった場合は、貸切バス事業者に改善を求めるとともに、改善措置の結果について、運輸局に対し報告を行う。

④ 研修会の開催（年2回以上）

貸切バス事業者の役員、運行管理者や指定運転者を対象とした関係法令の遵守や運行の安全性の向上に関する研修会を開催する。

⑤ 安全運行関連情報の共有（随時）

高速乗合バス事業者から貸切バス事業者への安全情報や関係法令の改正情報等の共有を電子メール等で行う。

なお、構成員がやむを得ない理由で協議会や研修会を欠席する場合は、電子メール等で配付資料や議事概要を送付することにより、適切に情報の共有を図る。

3. 活動の記録

高速乗合バス事業者は、以下の記録を作成し、3年間保存するものとする。

① 構成員名簿

（貸切バス事業者の営業区域、担当者の所属部署、役職、氏名、電話番号、電子メールアドレスを記載。）

② 協議会及び研修会の出席者名簿、議事概要（開催日時、場所も記載）、配付資料

③ バス停留所等での実地調査の結果及びそれを踏まえた改善措置の概要

（調査の日時、場所、調査を実施した者の氏名、調査対象事業者、調査事項、調査結果、調査結果を踏まえ講じた改善措置を記載。）

4. 報告

高速乗合バス事業者は、協議会の設置及びその活動について、主たる事務所を管轄する地方運輸局自動車交通部旅客（第一）課（又は沖縄総合事務局運輸部陸上交通課）に対し、以下のとおり報告することとする。

①協議会の設置（設置次第報告）

- ・ 設置要綱（協議会の設置日を明記）
- ・ 構成員名簿

②協議会の開催（開催後 1 週間以内に報告）

- ・ 出席者名簿
- ・ 議事概要
- ・ バス停留所等での実地調査の結果及びそれを踏まえた改善措置の概要（前回協議会以降に実施したもの。）
- ・ 設置要綱（変更がある場合）
- ・ 構成員名簿（ " ）

輸送の安全を確保するための 貸切バス選定・利用ガイドライン

平成24年6月29日

一部改正 平成 年 月 日

国土交通省自動車局

目次

I. 輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドラインについて	3
1. 本ガイドライン策定の背景及び目的.....	3
2. 本ガイドラインの見直し	4
II. 貸切バス事業者の選定及び利用について	5
1. 貸切バス事業者の選定に関する留意点.....	5
(1) 事業許可	5
(2) 営業区域.....	5
(3) サービスの安全性等を判断する上で参考となる情報	5
① 国土交通省の行政処分情報（ネガティブ情報の公開）	5
② 任意保険・共済の加入状況.....	6
③ 貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティバス）	6
④ 安全マネジメント評価.....	6
⑤ デジタル式運行記録計及びドライブレコーダーの導入状況.....	7
⑥ 先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入状況	7
⑦ グリーン経営認証	8
2. 行程検討の際の留意点	9
① 予定走行距離.....	9
② 見込まれる運行速度	9
③ 運転時間・休憩時間等	9
④ 運転者の休憩場所や車両の駐停車場所の確保	10
⑤ 交替運転者の要否	10
⑥ バスガイド（車掌）の要否	10
3. 運送契約に関する留意点	11

【暫定版】

（１）運送約款.....	11
① 運送の申込み	11
② 運送契約の成立	11
③ 運送契約の内容の変更.....	11
④ 運賃及び料金	12
⑤ 違約料.....	12
（２）事故・故障等緊急時の対応について	12
4. 貸切バスの調達に係る入札等における留意点	13
（１）運賃及び料金.....	13
（２）入札等の契約方法	13
Ⅲ. 参考	14

I. 輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドラインについて

1. 本ガイドライン策定の背景及び目的

（背景）

貸切バスについては、平成12年2月から実施された需給調整規制の撤廃以降、事業者数や中・小型車を中心とする車両数が増加し、極めて競争の激しい産業となっています。その中にあっても、関係法令の遵守と安全運行の確保は一義的には貸切バス事業者の責務ですが、国土交通省による重点監査の結果等によると、運転者の指導・監督が不適切であったり、車両の点検整備がなされていなかったりするなど安全対策が十分でない事業者が確認されているほか、車両の老朽化が進む状況にあります。

このような状況を招く背景として、旅行業者、地方自治体、学校関係者等の貸切バス利用者の側において、貸切バスの安全運行を確保する上で必要になる事項やそれに要するコスト等に対する十分な理解の不足ないし無関心があるのではないかと指摘や貸切バス事業者の側にも安全性確保の必要に関するアピールが不足しているとの指摘があります。

このため、安全運行の確保等に必要となる留意点を明らかにし、利用者が貸切バス事業者と契約する際に、安全に関するそれらの事項に対する十分な配慮を求めることにより、安全をより確実にするため、貸切バス選定・利用ガイドラインを作成することとしました。

平成24年4月29日に関越自動車道で発生した高速ツアーバス事故は、貸切バスの安全運行を確保するため関係者が一丸となって対策に取り組む必要性が再確認されました。

本ガイドラインは、安全な貸切バスを選定・利用する際のポイントを示していますので、利用者の方々がこれを踏まえ安全性を重視して貸切バス事業者を選定していただくことを期待します。

（目的）

- (1) 旅行業者、地方自治体、学校関係者等の利用者に貸切バス事業者の選定に際して、運行の安全面のポイントを分かりやすく示すことにより、単なる価格比較のみで選ぶのではなく、より安全にも留意した選定を促すこと。
- (2) 貸切バスの利用者に対して、安全運行の確保のために必要な行程作成や契約上の留意点への理解と十分な配慮を求めることにより、安全をより確実にすること。

【暫定版】

- (3) 安全や利用者サービスの向上に意欲的に取り組んでいる貸切バス事業者が利用者に選択されることを促進すること。

2. 本ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、今後の規制の見直しや関係者・利用者の意見等を踏まえ、随時改訂を行うものとします。

Ⅱ．貸切バス事業者の選定及び利用について

1. 貸切バス事業者の選定に関する留意点

(1) 事業許可

貸切バス事業は、地方運輸局長又は沖縄総合事務所長から「一般貸切旅客自動車運送事業」の許可を受けなければ経営できません。貸切バス事業者ごとに許可番号があり、使用される貸切バス車両には事業用の緑ナンバーが付いています。この許可を受けた者であるか否かについては、最寄の地方運輸局・運輸支局・沖縄総合事務局で確認することができます。

(2) 営業区域

貸切バス事業者は、輸送の安全を確保する目的から、道路運送法第20条において「発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない」と定められており、貸切バス事業者を選定する際には、まず選定の対象とする貸切バス事業者の営業区域に運行の発地又は着地のいずれかが含まれていることを確認しなければなりません。貸切バス事業者に営業区域を確認してください。（最寄の地方運輸局・運輸支局・沖縄総合事務局でも確認できます。）

なお、ここでいう発地及び着地は、実際に旅客が乗車した区間に係るものですので注意が必要です。

(3) サービスの安全性等を判断する上で参考となる情報

貸切バス事業者の選定については、ともすると価格中心の選定となりがちですが、利用者の生命・身体の安全確保は何よりも優先されるべきものであり、単純な価格比較にとどまらず、安全性を評価した選定が望まれます。安全性など貸切バス事業者を選定する際の評価要素として参考となる情報には、次のものがあります。

① 国土交通省の行政処分情報（ネガティブ情報の公開）

各地方運輸局長等が貸切バスなどの自動車運送事業者に対して行った行政処分を定期的にとりまとめたもので、事業の健全な発達及び輸送の安全確保を図るため、バス、タクシー、トラックを利用する際の事業者選択の参考情報として、過去3年間の行政処分状況を公表しています。

URL：<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/cgi-bin/search.cgi>

② 任意保険・共済の加入状況

貸切バス事業者は、自賠責保険・共済に加え、対人8,000万円以上、対物200万円以上の任意保険・共済契約を締結していなければなりません。選定の対象とする貸切バス事業者に、締結している任意保険・共済契約の内容（例、「対人無制限」等）を確認してください。

※旅客自動車運送事業運輸規則第19条の2、「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示」参照。

③ 貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティバス）

日本バス協会が、貸切バス事業者の安全性や安全の確保に向けた取組状況を点数化して評価し、☆の数（最高☆☆☆）で認定・公表しているもので、主な評価項目は次のとおりです。なお、認定は2年間の更新制です。

【主な評価項目】

○安全性に対する取組状況

- ・ アルコールチェッカーを使用した厳正な点呼
- ・ 定期的な運転者教育の実施
- ・ 運転者の労働時間遵守 等

○事故及び行政処分の状況

- ・ 過去2年間に加害責任のある死傷事故を発生させていないこと
- ・ 過去1年間に加害責任のある転覆事故等を発生させていないこと
- ・ 行政処分の状況（累積点数） 等

○安全マネジメント取組状況

- ・ 輸送の安全確保の責任体制
- ・ 安全方針の策定と全従業員への周知徹底
- ・ 安全に対する会社挙げての取組み 等

URL：<http://www.bus.or.jp/safety/index.html>（日本バス協会HP）

：http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000043.html（国土交通省HP）

④ 安全マネジメント評価

全ての運輸事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚して、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければなりません。これに対して、国や国の認定を受けた第三者機関が運輸事業者の経営管理部門を対象として、安全管理体制の実際の運用状況の確認、安全管理体制の更なる改善等に向けたきめ細かな助言を行うものが安全マネジメント評価です。国の

【暫定版】

評価はバス事業者については安全管理規程を定める義務を有する保有車両数200両以上の事業者（平成25年10月1日移行はすべての貸切バス事業者）が対象となります。

以下は評価視点の一例です。

- ・ 輸送の安全に関する方針、目標が設定されているか
- ・ ヒヤリ・ハット情報を含む事故等に関する情報を、全社的かつ体系的に収集し、活用する仕組みと体制が構築されているか
- ・ 内部監査の仕組みと体制が構築され、機能しているか
- ・ 安全管理体制の見直しのための仕組み（PDCA）と体制が構築され、機能しているか

評価の有無は、選定の対象とする貸切バス事業者に確認してください。

⑤ デジタル式運行記録計及びドライブレコーダーの導入状況

デジタル式運行記録計とは、車両の運行に係る速度・時間・距離等を記録する装置で、ドライバーが法定速度、休憩時間などを遵守しているか否かを容易に確認でき、事故防止等の安全管理に用いることができます。

ドライブレコーダーとは、事故やニアミスなどにより急ブレーキ等の衝撃を受けた際に、その前後の映像とともに、加速度、ブレーキ、ウインカー等の走行データを記録する装置で、事故等の映像を利用して乗務員の安全教育へ活用できます。

選定の対象とする貸切バス事業者に、装置の導入状況を確認してください。

URL：<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03driverrec/digitacho.html>（デジタコとは？）
：<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03driverrec/dorareco.html>（ドラレコとは？）

⑥ 先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入状況

先進安全自動車（ＡＳＶ）とは、先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援するシステムを搭載した自動車で、実用化された代表的な技術は次の通りです。選定の対象とする貸切バス事業者に導入状況を確認してください。

【技術項目】

- ・ 衝突被害軽減ブレーキ
- ・ ACC（Adaptive Cruise Control）
- ・ レーンキープアシスト
- ・ ふらつき警報

- ・ E S C (Eletronic Stability Control)
- ・ A B S (アンチロック・ブレーキ・システム) 付コンビブレーキ

URL : <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/index.html> (ASV とは?)

⑦ グリーン経営認証

交通エコロジー・モビリティ財団がグリーン経営（環境負荷の少ない事業運営）推進マニュアルに基づく一定レベル以上の事業者の環境改善の努力を認証・登録するものです。主なチェック項目は次のとおりです。

【チェック項目】

- ・ 環境保全のための仕組み・体制の整備
- ・ エコドライブの実施
- ・ 低公害車の導入
- ・ 自動車の点検・整備
- ・ 廃棄物の適正処理およびリサイクルの推進
- ・ 管理部門（事務所）における環境保全の推進

URL : <http://www.green-m.jp/>

2. 行程検討の際の留意点

○ 安全に配慮した無理のない行程の作成

旅行の行程は、貸切バスの運行速度、運転者の運転時間や休憩時間等を決定するものであり、法定速度の遵守や過労運転防止等の観点から輸送の安全に直結するものです。このため、旅行業者など自ら行程を作成する方は次の事項をチェックし、運転者の休憩や交替運転者の配置等を検討して安全に配慮した無理のない行程を組むことが大切です。

また、行程の作成に不案内な利用者の方は、貸切バス事業者が利用者の意向を聴いて具体的な行程を提示することになりますので、よく確認してください。

いずれの場合も、事前の経路調査や道路の混雑状況等を踏まえ、貸切バス事業者から行程の変更を求められることがありますので、貸切バス事業者との事前の打合せを十分に行うことが必要です。

具体的には、以下のように決まって行きます。

① 予定走行距離

予定される実車走行距離（旅客の最初の乗車から最後の降車までの間に走行する距離）と休憩地点までの距離を把握する必要があります。

② 見込まれる運行速度

法定速度を遵守するのはもちろんのこと、経路となる道路の旅行日に見込まれる混雑状況や道路工事などによる規制の有無を把握する必要があります。

③ 運転時間・休憩時間等

- ・ 運転者の連続運転は、4時間が限度です。運転開始後4時間以内（又は4時間経過直後）に運転を中断して30分以上の休憩等を確保しなければなりません（少なくとも1回につき10分以上として、分割することも可能）。
- ・ 1日の運転時間は、2日（始業時刻から起算して48時間）平均で9時間が限度です。
- ・ 1日の拘束時間（始業時刻から終業時刻までの時間）は、13時間以内が基本です（延長の場合も16時間が限度）。
- ・ 翌日の始業まで、原則として8時間以上空けなければなりません。

※「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」参照

④ 運転者の休憩場所や車両の駐停車場所の確保

- ・運転者に十分な休憩を与えるとともに、利用者の安全な乗降や道路交通の安全性・円滑性の確保のために必要です。

⑤ 交替運転者の要否

- ・安全な運行を確保するためには、2名乗務・途中交替など交替運転者の配置が必要となる場合があります。上記①～④までの事項を考慮し、行程における交替運転者の必要性を検討してください。

※「交替運転者の配置基準」参照

⑥ バスガイド（車掌）の要否

- ・観光ガイドとしてのサービスを希望する場合のほか、運行経路において、他の車両等と安全にすれ違うことができない区間がある場合等に車掌の乗務が義務付けられる場合があります。

※旅客自動車運送事業運輸規則第15条参照

以上の点について、貸切バス事業者とよく相談して決めてください。

3. 運送契約に関する留意点

(1) 運送約款

貸切バス事業者は、あらかじめ運送契約の内容を定めておき、そこに定めるところによって画一的に運送の引受けに応じる仕組みになっており、このあらかじめ定めた契約の内容が運送約款です。運送契約の当事者が契約を結ぶ際、特に約款によらないという意思表示をしない限りは、たとえ契約の当事者が運送約款の個々の条項を知らなかったとしても、その契約は、運送約款によって成立したことになります。

国が示した標準運送約款においては、運送申込書による旅客の運送申込みを受け、貸切バス事業者が運送申込書記載事項に運賃及び料金に関する事項等を加えた運送引受書（乗車券）を契約責任者（貸切バス事業者と運送契約を結ぶ者）に交付したときに契約が成立すること等、運送契約の基本的な内容が規定されています。

【標準運送約款に規定されている主な事項】

① 運送の申込み

旅客の運送を申し込む者は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。

- ・ 貸切バス事業者と運送契約を結ぶ者（契約責任者）の氏名・名称、住所及び連絡先
- ・ 乗車申込人員
- ・ 乗車定員別又は車種別の車両数
- ・ 配車の日時及び場所
- ・ 旅行の日程（出発時刻、終着時刻、目的地、主たる経過地、宿泊又は待機を要する場合はその旨、その他車両の運行に関連するもの）
- ・ 運賃の支払方法 等

② 運送契約の成立

運送契約は、運送申込書記載事項に運賃及び料金に関する事項等を加えた運送引受書（乗車券）を貸切バス事業者が契約責任者に交付したときに成立します。

③ 運送契約の内容の変更

運送契約の成立後、契約責任者が運送申込書の記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ書面により貸切バス事業者の承諾を求めなければ

なりません。

④ 運賃及び料金

貸切バス事業者が収受する運賃及び料金は、乗車時において地方運輸局長に届け出て実施しているものによります。

⑤ 違約料

契約責任者の都合により運送契約を解除するときは、次の区分により違約料を支払うことになります。

- ・ 配車日の14日前から8日前まで … 所定の運賃・料金の20%
- ・ 配車日の7日前から配車日時の24時間前まで … 所定の運賃・料金の30%
- ・ 配車日時の24時間前以降 … 所定の運賃・料金の50%

(2) 事故・故障等緊急時の対応について

契約責任者の緊急連絡先は運送申込書に記載し、貸切バス事業者の緊急連絡先は運送引受書に記載することとしており、万が一事故等が発生した場合に備え、必ず確認しておくことが大切です。

4. 貸切バスの調達に係る入札等における留意点

(1) 運賃及び料金

貸切バスの運賃及び料金については、制度上乗車時において地方運輸局長に届け出て実施しているものによることが求められます。従って、調達予定価格や契約価格は地方運輸局への届出を前提とした運賃及び料金であることに注意してください。

(2) 入札等の契約方法

公共機関の契約は、予定価格の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする一般競争入札が基本とされていますが、利用者の生命・身体の安全を確保するため、貸切バスの調達については、安全性等も考慮した選定方法を検討する必要があります。

【総合的に評価する際の評価項目及び評価要素】

○運行の安全性

- ・国土交通省による行政処分の状況
- ・重大事故発生の状況（重大事故とは自動車事故報告規則第2条に規定する死者又は重傷者を生じた事故等です。）
- ・貸切バス事業者安全性評価認定（セーフティバス）
- ・安全マネジメントの導入状況 等

○緊急時の対応能力

- ・事故・災害発生時の体制（連絡体制を含む）
- ・事故に係る損害賠償能力（任意保険の加入状況）
- ・予備車両の状況 等

○その他

- ・苦情処理体制
- ・グリーン経営認証
- ・低公害車の導入状況 等

Ⅲ. 参考

○旅客自動車運送事業運輸規則（抜粋）

（車掌の乗務）

第十五条 一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事業用自動車（乗車定員十一人以上のものに限る。）に車掌を乗務させなければ、これを旅客の運送の用に供してはならない。ただし、天災その他やむを得ない理由のある場合はこの限りでない。

一 車掌を乗務させないで運行することを目的とした旅客自動車運送事業用自動車（被牽引自動車を除く。）であつて道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十条の告示で定める基準に適合していないものを旅客の運送の用に供するとき。

二 車掌を乗務させなければ道路及び交通の状況並びに輸送の状態により運転上危険があるとき。

三 旅客の利便を著しく阻害するおそれがあるとき。

（損害を賠償するための措置）

第十九条の二 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置であつて、国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものを講じておかなければならない。

○旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（抜粋）

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第十九条の二の告示で定める基準は、次のいずれかの基準とする。

一 次に掲げる要件に適合する損害賠償責任保険契約を、保険業法（平成七年法律第百五号）に基づき損害賠償責任保険を営むことができる者と締結していること。ただし、地方公共団体が経営する企業が旅客自動車運送事業者である場合を除く。

イ 事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命又は身体の損害を賠償することによって生ずる損失にあつては、生命又は身体の損害を受けた者一人につき八千万円以上を限度額としててん補することを内容とす

るものであること。

ロ 事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の財産（当該事業用自動車を除く。）の損害を賠償することによって生ずる損失にあつては、一事故につき二百万円以上を限度額としててん補することを内容とするものであること。

ハ～ト（略）

二（略）

高速乗合バス表示ガイドライン

平成24年6月29日

一部改正 平成 年 月 日

国土交通省自動車局

目次

I. 高速乗合バス表示ガイドラインについて	3
1. 本ガイドライン策定の目的	3
2. 本ガイドラインの対象	3
(1) 対象とするサービス	3
(2) 対象とする表示	3
3. 本ガイドラインの見直し	4
II. 具体的な表示内容について	5
1. インターネット（携帯電話用のサイトを含む。）における表示	5
(1) 具体的な表示のイメージ	5
(2) 表示を必須とする事項	6
① 運行形態	6
② 運行会社	6
③ 実車距離	6
④ 所要時間（見込み）	6
⑤ 運転者	6
⑥ 任意保険・共済	7
⑦ バス停留所	7
(3) 表示を推奨する事項	7
① 運行会社に関する情報	7
② 貸切委託運行における委託者及び受託者に関する情報	7
③ 安全性向上のための自主的な取り組み	7
(4) その他	8
① インターネット対応の携帯電話用のサイトにおける情報提供	8

【暫定版】

② 利用者に対する情報提供.....	8
2. 紙媒体における広告の表示	9
3. 車両における表示.....	10
(1) 車外への表示.....	10
(2) 車内での表示・放送	10
① 車内での表示	10
② 車内での放送	11

I. 高速乗合バス表示ガイドラインについて

1. 本ガイドライン策定の目的

バス事業者及び販売サイトを含む関係者による広告等の表示を適正化し、利用者が適切な高速乗合バスを選択できる環境を整えるための指針として、「高速乗合バス表示ガイドライン」を策定する。

【用語の定義】

本ガイドラインにおける用語の定義は以下のとおり。

○高速乗合バス

道路運送法施行規則第3条の3第1号に規定する路線定期運行であって、同規則第10条第1項第1号口の運賃を適用するもの（※）をいう。

（※）専ら一の市町村の区域を越え、かつ、その長さが概ね50km以上の路線において、停車する停留所を限定して運行する自動車により乗合旅客を運送するもの

○乗合バス事業者

道路運送法第4条の一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受け、高速乗合バスを運行する事業者

○委託者

道路運送法第35条の管理の受委託の許可を受け、一般貸切旅客自動車運送事業者へ自らが行う高速乗合バスの運行の一部を委託する乗合バス事業者

○受託者

道路運送法第35条の管理の受委託の許可を受け、乗合バス事業者が行う高速乗合バスの運行の一部を受託する一般貸切旅客自動車運送事業者

○貸切委託運行

受託者が行う高速乗合バスの運行

2. 本ガイドラインの対象

（1）対象とするサービス

「高速乗合バス」を対象とする。

（2）対象とする表示

以下の媒体における「高速乗合バス」の販売における広告の表示を対象

【暫定版】

とする。

- ①インターネット（携帯電話用のサイトを含む。）における広告の表示
- ②紙媒体における広告の表示
- ③車両における表示

3. 本ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、今後の関連規制の見直しやインターネット等における表示の状況、関係者・利用者の意見等を踏まえ、随時改訂を行うものとする。

Ⅱ. 具体的な表示内容について

1. インターネット（携帯電話用のサイトを含む。）における表示

（1）具体的な表示のイメージ

検索結果

15件中1～3件表示

——号〇〇〇便【高速乗合バス(路線バス)】 昼行便 実車距離: 〇〇〇km <table border="1"> <thead> <tr> <th>運転者</th> <th>任意保険・共済</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交替なし</td> <td>対人賠償無制限</td> </tr> </tbody> </table> ※国が定める特別な安全措置を講じています。 ○運行時刻 所要時間(見込み): *時間**分 〇/〇(金) 〇/〇(金) 東京駅 新宿駅 → 京都駅 梅田駅 *** *** *** ***	運転者	任意保険・共済	交替なし	対人賠償無制限	【運行会社】 (株)〇〇バス 【運賃】 大人〇〇〇〇円 小人〇〇〇〇円 空席照会へ	【推奨】(P. 7) 運行会社のホームページへのリンク 【必須】(P. 6, 7) 講じている具体的な安全措置の内容を表示するページへのリンク 【必須】(P. 7) バス停留所の住所・地図等を表示するページへのリンク
運転者	任意保険・共済					
交替なし	対人賠償無制限					
——号〇〇〇便【高速乗合バス(路線バス)】 夜行便 実車距離: 〇〇〇km <table border="1"> <thead> <tr> <th>運転者</th> <th>任意保険・共済</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>途中交替</td> <td>対人賠償無制限</td> </tr> </tbody> </table> ○運行時刻 所要時間(見込み): *時間**分 〇/〇(土) 〇/〇(日) 東京駅 新宿駅 → 大津駅 京都駅 *** *** *** ***	運転者	任意保険・共済	途中交替	対人賠償無制限	【運行会社】 (株)〇〇バス 【運賃】 大人〇〇〇〇円 小人〇〇〇〇円 空席照会へ	【推奨】(P. 7) 運行会社のホームページへのリンク 【必須】(P. 7) バス停留所の住所・地図等を表示するページへのリンク
運転者	任意保険・共済					
途中交替	対人賠償無制限					
——号〇〇〇便【高速乗合バス(路線バス)】 ※貸切委託運行 昼行便 実車距離: 〇〇〇km <table border="1"> <thead> <tr> <th>運転者</th> <th>任意保険・共済</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交替なし</td> <td>対人賠償無制限</td> </tr> </tbody> </table> ○運行時刻 所要時間(見込み): *時間**分 〇/〇(土) 〇/〇(土) 東京駅 新宿駅 → 浜松駅 名古屋駅 *** *** *** ***	運転者	任意保険・共済	交替なし	対人賠償無制限	【委託者】 (株)●●バス 【運行受託者】 (株)▲▲交通 【運賃】 大人〇〇〇〇円 小人〇〇〇〇円 空席照会へ	【推奨】(P. 7) 運行委託会社のホームページへのリンク 【推奨】(P. 7) 運行受託会社のホームページへのリンク 【必須】(P. 7) バス停留所の住所・地図等を表示するページへのリンク
運転者	任意保険・共済					
交替なし	対人賠償無制限					

(2) 表示を必須とする事項

① 運行形態

「高速乗合バス（路線バス）」の表示

販売されている商品が「高速乗合バス」であることを利用者が容易に判別できるように、「高速乗合バス（路線バス）」を販売する商品毎に表示する。

② 運行会社

次に掲げる運行形態に応じ、それぞれに定める事項を表示する。

i) 自社運行（管理の受委託の許可を受け乗合バス事業者へ運行委託する場合を含む。）

運行する乗合バス事業者の名称

ii) 貸切委託運行

委託者の名称及び受託者の名称

③ 実車距離

片道の実車距離（利用者の乗車の有無に関わらず、乗合バス事業者が、利用者が乗車可能な区間として設定した起点から終点までの距離をいう。回送距離は含まない。以下同じ。）を表示する。1キロ未満の端数は切り上げる。（例、「450.1km」の場合、表示は「451km」）

④ 所要時間（見込み）

片道の所要時間（利用者の乗車の有無に関わらず、旅行業者又は乗合バス事業者が、利用者が乗車可能な区間として設定した起点から終点までの所要時間。回送時間を含まない。）の見込みがわかるように表示する。

⑤ 運転者

片道の実車距離が400kmを超える運行の場合は、販売する商品毎に、「2名乗務」、「1名乗務」、「途中交替」¹を表示する。

また、例えば、「1名乗務」と表示する場合において、「◇◇SAで休憩し、運転者が1時間仮眠」等の特記事項を付すことを妨げない。

さらに、片道の実車距離が400kmを超える運行であって「1名乗務」により運行する場合には、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用

¹ 「途中交替」に該当する場合とは、途中のSAやPA等に待機している運転者と交替するものとする。

について」（平成14年1月30日国自総第446号、国自旅第161号、国自整第149号）の「第21条 過労防止等（6）交替運転者の配置（第6項）」に規定する特別な安全措置を講じている旨の説明を付記又はリンクするよう設定する。

⑥ 任意保険・共済

運行会社（乗合バス事業者又は受託者）が加入している、事業用自動車の運行により生じた利用者の生命又は身体の損害を賠償することによって生ずる損失をてん補することを内容とする損害賠償責任保険契約又は損害賠償責任共済契約の限度額をに表示する。（例、「対人賠償無制限」／「対人8,000万円」）

⑦ バス停留所

バス停留所の位置を表示する。

（3）表示を推奨する項目

① 運行会社に関する情報

運行する乗合バス事業者のホームページ又は販売サイトが作成する乗合バス事業者の詳細情報のページがある場合には、当該事業者の名称からリンクするよう設定する。

② 貸切委託運行における委託者及び受託者に関する情報

貸切委託運行を行う高速乗合バスを販売するサイトにおいては、委託者及び受託者のホームページ又は販売サイトが作成する委託者及び受託者の詳細情報のページがある場合には、当該事業者の名称からリンクするよう設定する。

③ 安全性向上のための自主的な取り組み

高速バスの安全性の向上のための自主的な取り組みの概要について次のような内容を表示する。

【事業者選定関係】

貸切委託運行における乗合バス事業者による受託者の選定時における条件及びその適合性の確認方法を表示する。

【車両関係】

車両に自主的に備え付けた装置等がある場合、その内容を表示することが考えられる。

例 1. 「運転者仮眠室完備車両」

例 2. 「〇〇装備車両」

- ーデジタル式運行記録計
- ードライブレコーダー
- ー居眠り感知装置
- ーふらつき注意喚起装置
- ー車線逸脱警報装置
- ー衝突被害軽減ブレーキ

※記載例の項目に限らず、安全性向上のための自主的な取り組みについては、積極的に表示する。

(4) その他**① インターネット対応の携帯電話用のサイトにおける情報提供**

パソコン用のサイトに限らず、インターネット対応の携帯電話用のサイトにおいても、原則として、同等の情報を提供する。

② 利用者に対する情報提供

利用者が、自分が乗車する便についての情報を乗車の前後を問わず、あるいは、外出先でも確認できるようにする観点から、利用者のメールアドレスに送付する予約確認メールや Web 乗車券等にも、適宜より詳しい情報が掲載されるページにリンクすること等により、Ⅱ. 1. (2) に掲げる事項に関する情報等を閲覧できるようにする。

2. 紙媒体における広告の表示

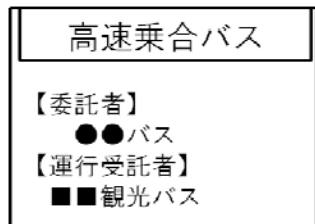
紙媒体についてもⅡ. 1. と同様の内容を表示することとするが、紙幅に限りがあることや短期間での情報の更新が困難であることなどの紙媒体特有の制約があることから、少なくとも利用者にとって「高速乗合バス（路線バス）」であることが容易に認識できるよう措置するとともに、Ⅱ. 1. と同様の内容が掲載されたホームページの紹介を行うこと等により、利用者が適切により詳しい情報を得られるようにする。

【暫定版】

3. 車両における表示

(1) 車外への表示

貸切委託運行により受託者が運行する高速乗合バスについては、日本工業規格 A 列 3 番以上のサイズの表示面に、以下の表示内容を大きな字ではっきりと記載し、乗降口付近に旅客の乗降時に見やすいように、夜間でも判読が容易なように掲示する。



(2) 車内での表示・放送

① 車内での表示

片道の実車距離が 400 km を超える夜間運行については、利用者が見やすい場所（例、入口付近又は運転者席後ろの防犯仕切り板付近）に、以下の表示事項を掲示するか、又は備え付けることとする。

【表示項目】

一乗合バス事業者名（貸切委託運行の場合は委託者名）

一受託者名（貸切委託運行の場合に限る。）

一運行経路

旅客が乗降車する全てのバス停留所・休憩場所とその発着予定時刻・休憩予定時間を表示。

一実車距離

一運転者の配置計画

（例、「2 名乗務」、「◇◇ S A で待機中の運転者と交替」、「交替予定なし（◇◇ S A で休憩し、運転者が 1 時間仮眠）」）

一車両の初度登録年月（例、「平成 20 年 5 月」）

一事故防止技術の装着状況（例、「居眠り感知装置」、「ふらつき注意喚起装置」、「車線逸脱警報装置」）

一運行に係る注意書き

ドライバーが疲労等により経路上に記載のないサービスエリア等において休憩をとることは道路運送法において認められていることやその結

【暫定版】

果、安全運行のため多少遅れが出る可能性があること等を表示。

② 車内での放送

片道の実車距離が400kmを超える運行については、起点バス停留所等からの出発時に運転者が氏名（交替運転者を含む。）、途中休憩の場所（運転者が仮眠を取る場合はその旨も付言）及び安全運転で運行する旨の車内放送を行うこととする。

（車内放送の例）

● 2名同時乗務の場合

「本日はご乗車頂きましてありがとうございます。このバスは〇〇経由〇〇行きです。これより、出発致します。この便は、私、〇〇と交替運転者の〇〇の2名が安全運転で運行させていただきます。どうぞ宜しくお願い致します。」

● 途中地点で待機中の運転者と交替する場合

「本日はご乗車頂きましてありがとうございます。このバスは〇〇経由〇〇行きです。これより、出発致します。この便は、私、〇〇が〇〇サービスエリアまでの運転を担当し、〇〇サービスエリアで待機している交替運転者と交替させていただきます。安全運転で運行させていただきますので、どうぞ宜しくお願い致します。」

● ワンマン運行の場合

「本日はご乗車頂きましてありがとうございます。このバスは〇〇経由〇〇行きです。これより、出発致します。この便は、私〇〇が終点まで安全運転で運行させていただきます。途中、〇〇サービスエリアで休憩し、仮眠室で〇時間の仮眠を取らせて頂く予定です。なお、安全運行のため、〇〇サービスエリアの他、途中、運転者が休憩を取ることがございますので、ご理解・ご協力いただけると幸いです。どうぞよろしくお願い致します。」

【暫定版】

国 自 安 第 9 6 号

国 自 旅 第 3 1 8 号

観 観 産 第 3 0 5 号

平成24年10月31日

一部改正 平成 年 月 日

各地方運輸局企画観光部長 殿

自動車交通部長 殿

自動車監査指導部長 殿

自動車技術安全部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

(単名各通)

自動車局安全政策課長

旅客課長

観光庁観光産業課長

従前の「高速ツアーバス」及び「会員制高速バス」の定義等について

今般、高速ツアーバス等の新高速乗合バスへの移行に伴い、従前の「高速ツアーバス」及び「会員制高速バス」の定義等について、下記のとおり細部取扱を改定したので、了知されるとともに、対応に遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、高速道路を経由しない運行など、従前の「高速ツアーバス」又は「会員制高速バス」の定義に該当しない場合であっても、乗合バス類似行為と認められる場合については、従来のとおり乗合バスへの移行指導又は道路運送法第21条に基づく乗合旅客の運送の許可の取得指導の対象となる。また、下記の定義等については、今後の募集型企画旅行商品の販売状況等を踏まえ、一般乗合旅客自動車運送事業を許可なく行う行為を防止する観点から、適時適切に見直すこととしているので申し添える。

記

1.定義

(1)従前の高速ツアーバス

高速道路^(注1)を経由する2地点間の移動のみを主たる目的とする募集型企画旅行^(注2)として運行される貸切バス^(注3)。

(注1)「高速道路」とは、高速自動車国道法第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路法第48条の4に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。

(注2)「募集型企画旅行」とは、標準旅行業約款の募集型企画旅行の部第2条第1項に規定する募集型企画旅行をいう。以下同じ。

(注3)道路運送法第21条に基づく乗合旅客の運送の許可を受けて運行されるもの及び実車走行距離が概ね50km未満のものを除く。以下同じ。

(2)従前の会員制高速バス

会費を支払った会員向けに一定期間乗り放題等の形態で提供される、高速道路を経由する2地点間の移動サービスのために運行される貸切バス。

(3)高速乗合バス

道路運送法施行規則第3条の3第1号に規定する路線定期運行であって、同規則第10条第1項第1号口の運賃を適用するもの^(注1)をいう。

(注1)専ら一の市町村の区域を越え、かつ、その長さが概ね50km以上の路線において、停車する停留所を限定して運行する自動車により乗合旅客を運送するもの。

2.従前の「高速ツアーバス」等に該当しない場合

(1)従前の高速ツアーバスに該当しない場合

旅行者が観光地を周遊する旅程の募集型企画旅行として運行される貸切バスや、以下の要件を満たす募集型企画旅行として運行される貸切バスは、従前の「高速ツアーバス」には該当しないものとして取り扱う。

なお、具体の事例に係る判断に当たっては、一般乗合旅客自動車運送事業を許可なく行う行為を防止する観点から、運行の名目ではなく実態に着目して、適切に解釈を行うこととする。

【要件】

貸切バスを利用した運送サービス^(注1)を提供する募集型企画旅行であって、以下のいずれかを含むもの。

(ア)宿泊サービス^(注2)の提供

(例.草津温泉一泊二日フリープラン)

(イ) 目的地での付随サービス^(注3)の提供又は一定の活動^(注4)の実施

(当該サービスの提供又は当該活動の実施が旅行の日程として募集広告、契約書面^(注5)等に明記され、その日程が旅程管理及び特別補償の対象となっているもの(選択が必須となっていない、いわゆる「オプションサービス」を除く。)に限る。例:東京ディズニーリゾート入場券付ツアー、乗鞍ハイキング日帰りツアー等)

(注1) 運送サービスの提供は往復に限らず、片道の場合を含む。

(注2) 「宿泊サービス」には、バス車中泊を含まない。

(注3) 「付随サービス」とは、運送及び宿泊のサービス以外の旅行に関するサービスをいい、有料施設への入場券、観光施設(アウトレットモールを含む。)で利用可能な食事券・買い物券、スキー場のリフト券その他これらに類する券面の旅行者への交付を含む。

(注4) 「一定の活動」とは、スキー、登山、ハイキング、試合観戦、イベント参加その他これらに類する活動と認められるものをいう。

(注5) 「契約書面」とは、標準旅行業約款の募集型企画旅行の部第9条に規定する契約書面をいう。

なお、上記(ア)又は(イ)に該当する募集型企画旅行の旅行者と、これらには該当しない高速道路を経由する2地点間の移動のみを主たる目的とする募集型企画旅行の旅行者が1両の貸切バスに混乗する場合は、当該車両は従前の高速ツアーバスに該当する運行形態として取り扱う。

また、形式的には上記(ア)又は(イ)の要件に該当する募集型企画旅行であっても、例えば以下のように、社会通念上、当該募集型企画旅行が2地点間の移動のみを主たる目的とするものと評価される場合は、従前の「高速ツアーバス」に該当する運行形態として取り扱う。

- ① 形式上は「付随サービス」が提供されているが、当該「付随サービス」が缶ジュース一本、おにぎり一つ等のごく廉価な物品の提供のみであったり、乗降場所付近でのアメニティ施設の利用(化粧室、シャワー室の利用等)のみであったり、観光施設等の割引券の交付のみである場合。
- ② 「スキーバス」、「登山バス」等と称しており、旅行の日程にも「スキー」、「登山」等が含まれているものの、乗降場所がスキー場や登山口等に行くには不便な場所であるなどの理由により、実際には当該「一定の活動」を行わない旅

行者が相当程度含まれている場合。

(2) 従前の会員制高速バスに該当しない場合

上記(1)に準じて取り扱うこととし、具体の事例に係る判断に当たっては、一般乗合旅客自動車運送事業を許可なく行う行為を防止する観点から、運行の名目ではなく実態に着目して、適切に解釈を行うこととする。